

「政策の目標」	<b>政策目標 5 - 1 : 内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善</b>	
<b>評価意見</b>		
評価基準ごとの審査	評価の判断理由等	
<b>1 「政策の目標」の達成度</b>	<p>(基本的状況) 関税政策の企画・立案に際しては、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者への影響を総合的に勘案し、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要がある。</p> <p>(18年度の運営概況) 日フィリピン経済連携協定の実施のため、関税暫定措置法の改正を行った(18年12月成立)。 また、19年度関税改正においては、国際競争力強化・利便性向上のための通関制度の改革や後発開発途上国に対する無税無枠措置の拡充等を行うとともに、税關における水際取締りの強化を図るため、罰則水準の見直しなどを内容とする制度改正を行った。 さらに、特殊関税については、米国バード修正条項に対する報復関税の適用期限の延長等を行った。</p> <p>(達成度に係る評価の理由等) 18年度においては、関税暫定措置法の改正や19年度関税改正を行うとともに、特殊関税についても、国際ルール及び国内法に基づき、透明かつ公平、厳正に対処したが、今後も内外の経済情勢や国民のニーズ等に引き続き対応する必要があるため、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(今後の課題) 今後とも、政策評価等を活用しつつ、関税改正作業を行っていくことが必要である。</p>	
<b>2 事務運営のプロセスの適切性、有効性、効率性</b>	<p>(事務運営プロセスに係る評価の理由等) (適切性) 19年度関税改正にあたっては、内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、各府省庁と協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を反映し、関税改正作業を行った。また、特殊関税については、国際ルール及び国内法に基づき、透明かつ公平、厳正に対処した。</p> <p>(有効性) 19年度関税改正にあたり、各府省庁や経済団体等からの要望等を踏まえるなど、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、検討に当たっては、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行い、改正作業に活用した。</p> <p>(効率性) 19年度関税改正にあたり、要望書において客観的情報等の提示を求めるとともに、各府省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努めるなど、効率的な事務運営に努めた。</p>	
<b>3 結果の分析の的確性</b>	<p>(結果の分析の的確性に係る評価の理由等) 参考・モニタリング指標を設定した上で、目標を巡る内外の社会経済情勢の説明を行った。</p>	
<b>4 当該政策や、政策評価システムの運用の改善への提言</b>	<p>(今後の提言等) (政策の改善) 関税改正要望について関係省庁との協議をより一層行うべきである。</p> <p>(政策評価の改善) 19年度実施計画において、新たに2つの業績目標を設定し、うち1つは重点的に進める業績目標に設定している。</p>	
<b>講評</b> (財務省の政策評価の在り方に関する懇談会)		